

# 平成27年第3回定例会（12月議会） 産業観光分科会・委員会 提出資料

平成27年12月3日  
産業労働部

## 【議案関連】

産業政策課	公の施設の指定管理者の指定について	…… 1
資源エネルギー産業課	秋田県採石業者登録等手数料徴収条例の 一部を改正する条例案について	…… 3
雇用労働政策課	秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練 の基準等を定める条例の一部を改正する条 例案について	…… 5

## 【補正予算関連】

公営企業課	平成27年度秋田県公営企業会計の 補正予算について	…… 7
-------	------------------------------	------



## 公の施設の指定管理者の指定について

産業政策課

### 1 申請団体及び候補者選定団体

対 象 施 設	申請団体及び候補者選定団体
秋田県産業振興プラザ	公益財団法人あきた企業活性化センター
秋田県金属鉱業研修技術センター	株式会社アルバートホテル小坂
秋田県勤労身体障害者スポーツセンター	一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会

### 2 選定委員会の開催

○平成27年10月23日

産業労働部指定管理者の候補者選定委員会

○選定委員

氏 名	所 属	職 名 等	備 考
水 澤 聡	秋田県産業労働部	次 長	委 員 長
石 山 真 季	秋田県立大学 システム科学技術学部	助 教	外部委員
福 井 治	福井治税理士事務所	税 理 士	外部委員
工 藤 韶 貢	秋田県社会保険労務士会	専務理事	外部委員
猿 橋 進	秋田県産業労働部	産業政策課長	秋田県産業振興プラザのみ審査
赤 川 克 宗	秋田県産業労働部	参事（兼）資源エ ネルギー産業課長	秋田県金属鉱業研修技術 センターのみ審査
舘 岡 和	秋田県産業労働部	雇用労働政策課長	秋田県勤労身体障害者ス ポーツセンターのみ審査

### 3 審査結果の概要

各申請団体については、指定管理者の候補者としての適格性を有していると判断された。

#### 【秋田県産業振興プラザ】

①評点

	県民の平等 利用の確保	設置目的の 効果的達成 (満点30点)	効率的な 管理 (満点20点)	適正・確実 な管理能力 (満点30点)	その他設置目的 等に応じた基準 (満点20点)	合 計 (満点100点)
(公財)あきた企業 活性化センター	○	23.3	12.8	22.7	16.8	75.6

②選定委員会での主な意見

- 公益財団法人あきた企業活性化センターは、経営指導人材を豊富に有しており、これまでも創業支援室の効率的な管理や入居者募集を行い、施設の活用を促進する情報提供活動に努めている。
- 創業支援室入居者との日常的な交流、意見交換や満足度アンケート調査の結果等を踏まえて、各種相談対応等のサポートを充実させ、利用しやすい環境の整備を行っている。

【秋田県金属鋳業研修技術センター】

①評点

	県民の平等 利用の確保	設置目的の 効果的達成 (満点30点)	効率的な 管理 (満点20点)	適正・確実 な管理能力 (満点30点)	その他設置目的 等に応じた基準 (満点20点)	合 計 (満点100点)
(株)アルバートホテル小坂	○	21.8	13.6	20.1	15.2	70.7

②選定委員会での主な意見

- 株式会社アルバートホテル小坂は、前回更新時の平成22年度以降、収入減により赤字を計上している年度があるものの、営業努力と効率的な経営を図り、累積損益を改善させるなど、着実に運営している実績がある。
- これまでも、海外研修生等が安心して宿泊できる場所と食事の提供をはじめとする各種サービスの向上に努めている。

【秋田県勤労身体障害者スポーツセンター】

①評点

	県民の平等 利用の確保	設置目的の 効果的達成 (満点30点)	効率的な 管理 (満点20点)	適正・確実 な管理能力 (満点30点)	その他設置目的 等に応じた基準 (満点20点)	合 計 (満点100点)
(一財)秋田市勤労者福祉振興協会	○	22.8	14.4	21.9	14.4	73.5

②選定委員会での主な意見

- 一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会は、他にも体育館を有する施設の管理運営を行っており、運営のノウハウ等、技術的な基礎が備わっている。
- 障害者への体育指導に精通した職員を配置する点について、その取り組みが具体的であり、かつ優れている。

# 秋田県採石業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

資源エネルギー産業課

## 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）による採石法（昭和25年法律第291号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

## 2 改正内容

引用している採石法の条項を改める。（第2条関係）

## 3 施行期日

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成27年12月26日）から施行する。

秋田県採石業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 法第三十二条の四第一項第六号ロの規定による採石業務管理者と同等以上の知識及び技能を有する旨の認定の申請 一件につき 六千七百円</p> <p>三・四 略</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 法第三十二条の四第一項第五号ロの規定による採石業務管理者と同等以上の知識及び技能を有する旨の認定の申請 一件につき 六千七百円</p> <p>三・四 略</p>

秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める条例  
の一部を改正する条例案について

雇用労働政策課

**1 改正の理由**

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）による職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

**2 改正の内容**

引用している職業能力開発促進法の条項を改める。（第1条～第3条関係）

**3 施行期日**

公布の日から施行する。

秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の七第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号並びに第二十八条第一項の規定に基づき、県が設置する職業能力開発校（法第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校をいう。以下同じ。）の行う普通職業訓練（同号に規定する普通職業訓練をいう。以下同じ。）の基準等を定めるものとする。</p> <p>(職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練)</p> <p>第二条 法第十五条の七第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>(他の施設により行われる教育訓練を職業能力開発校の行う職業訓練とみなして行うことができる職業訓練)</p> <p>第三条 法第十五条の七第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の六第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号並びに第二十八条第一項の規定に基づき、県が設置する職業能力開発校（法第十五条の六第一項第一号に規定する職業能力開発校をいう。以下同じ。）の行う普通職業訓練（同号に規定する普通職業訓練をいう。以下同じ。）の基準等を定めるものとする。</p> <p>(職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練)</p> <p>第二条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>(他の施設により行われる教育訓練を職業能力開発校の行う職業訓練とみなして行うことができる職業訓練)</p> <p>第三条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。</p>

平成27年度 秋田県公営企業会計の補正予算について

公 営 企 業 課

1 電気事業会計

人件費について、実績見込みにより16,544千円を減額補正する。

(1) 収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	補正予定額	備 考
1 事業費			△ 16,544	
	1 営業費用		△ 16,544	
		1 水力発電費	△ 15,677	人件費の補正 給 料 △ 6,934 手 当 △ 2,862 法定福利費 △ 5,881
		2 送電費	△ 1,449	人件費の補正 給 料 △ 511 手 当 △ 658 法定福利費 △ 280
		3 一般管理費	469	人件費の補正 給 料 321 手 当 313 法定福利費 △ 165
		4 菽形発電所費	113	人件費の補正 給 料 4 手 当 134 法定福利費 △ 25

(単位：千円)

収支差（補正後）	681,760	
----------	---------	--

2 工業用水道事業会計

人件費について、実績見込みにより2,739千円を減額するほか、秋田工業用水道改良事業の継続費年割額の変更に伴い、1億円を減額補正する。

(1) 収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	補正予定額	備 考
1 事業費			△ 2,739	
	1 営業費用		△ 2,739	
		1 維持管理費	△ 3,105	人件費の補正 給 料 △ 2,003 手 当 215 法定福利費 △ 1,317

(単位：千円)

款	項	目	補正予定額	備考
		2 一般管理費	366	人件費の補正 給料 36 手当 247 法定福利費 83

(単位：千円)

収支差（補正後）	133,177	
----------	---------	--

## (2) 資本的支出

(単位：千円)

款	項	目	補正予定額	備考
1 資本的支出			△ 100,000	
	1 改良費		△ 100,000	
		1 秋田工業用水道改良費	△ 100,000	秋田工業用水道改良事業に要する経費

(単位：千円)

収支差（補正後）	△ 620,720	
----------	-----------	--

## (3) 継続費

秋田工業用水道改良事業(送水管)継続費の期間及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

	変更前			変更後		
	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
秋田工業用水道改良事業(送水管)	824,300	25	200,000	824,300	25	200,000
		26	514,300		26	514,300
		27	110,000		27	10,000
					28	100,000

(参考)

## 秋田工業用水道改良事業(送水管)について

### ・事業内訳

①勝平系送水管布設工事(平成25～26年度) 事業費694,643千円  $\Phi$ 1200mm L=690m

②勝平系給水管布設工事 予算額129,657千円  $\Phi$ 150mm L=1,257m

### ・継続費変更理由

②の勝平系給水管布設工事は平成27年7月から施工を開始し年度内の完成予定としていたが、給水管接続企業と接続地点の調整に不測の日数を要したことから年度内の工事完成が困難となった。

このため、適切な工事期間(9ヶ月)を確保する必要があることから、継続費の期間を平成28年度まで延長しようとするものである。

### ・茨島地区イメージ図

